

議案第10号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和47年南風原村条例第49号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和47年南風原村条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条の見出し中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の」を削り、同条中「対する軽自動車税」を「対する種別割」に改める。

第3条の見出し中「軽自動車税の」を削り、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「4月中」を「5月中」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第4条見出し中「の特例」を削り、同条中「対する軽自動車税」を「対する種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。